

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## The Tradition & Transition of Funerals in Contemporary Japan : a Case Study of April 2016 in Hirosima Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kawashima, Reika メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000252">https://doi.org/10.57529/00000252</a>

# 真宗門徒の村の葬儀の継承と変化

— 二〇一六年四月の現地調査とその事例分析から見えてくること —

川嶋麗華

## 一、高度経済成長期以降の葬儀の変化に関する先行研究

### (一) 葬儀業者の関与

高度経済成長期（一九五五—一九七三）を経る中で、従来の親族や地域の人たちによって担われてきた葬儀から、葬儀社や火葬場職員や病院関係者が大きく関与する葬儀へ、と変化してきていることが研究者の間でも注目されている。<sup>①</sup> これまでの民俗研究では、葬儀業者の利用に移行したのは地域社会の葬儀執

行能力の低下によるものと捉える傾向性もみられた。しかし、それは葬儀業者の視点からの追跡と把握であった可能性が<sup>②</sup>ある。本研究では、地域社会での現地調査という視点に立ち、同時に葬儀業者の視点にも立ちながら、二〇一六年四月に広島県旧大朝町地域で行なわれた葬儀の事例に注目し、葬儀の変化の中に<sup>③</sup>ある地域社会の取り組みとその動態について現地調査をもとに考察してみる。民俗学から葬儀の変化について扱った研究としては、たとえば一九九七年度と一九九八年度に実施された国立歴史民俗博物館による全国的な葬送墓制調査があり、その調査を踏まえた研究が<sup>④</sup>あげられる。その中でたとえば、福澤昭

司は、長野県松本市の事例から、葬儀屋が祭壇の貸し出しや遺体搬送を請け負っていたが、一九八九年にオープンした葬祭場を備えた葬儀社により葬儀の大半の手配を行なうようになったことを述べている。米田実<sup>(5)</sup>は、滋賀県甲賀郡の事例から、生花店と造花・装飾店などから展開した葬祭業者が祭壇・造花・供花・葬具の貸し出しから始めて、霊柩車・司会などを行なうようになり、一九九〇年代頃にはJ Aや民間斎場が登場し参入した流れを述べている。関沢まゆみ<sup>(6)</sup>は、一九六〇年代と一九九〇年代の葬儀を全国的に比較することで、モノ(道具)と人(労力)の提供元が血縁的関係者や地縁的関係者から無縁の関係者へと変化したことを指摘している。それらこれまでの先行研究に学びながら、現時点での小さな現地調査研究の一端として、ここでは以下のような調査報告と小さな分析結果とを提示しておくことにしたい。ここで、葬儀とはどこからどこまでのことをいうのか、その範囲を設定しておくならば、死亡直後から一連の葬送の作業が進められお斎の片づけまでの一区切りがいつからの講中の解散まで、としておく。

(二) 業者関与の三段階

日本各地でかつて行なわれていた旧来の葬儀が、高度経済成

長期を経る中で大きな変動の中にあることは事実である。しかし、その動態把握にはそれなりの戦略的な対応が必要である。そこで、あらためてここに一九六〇年代以降の日本各地の村落部での葬祭業者の関与のあり方について、先学に学びながら地図(1)に示すような今回の調査地での事例情報を念頭に、その段階差を整理してみるならば、表(1)のようになると考える。

一九六〇年代以降の葬祭業者の関与の段階差としては、表(1)にみるように三つの段階があったと想定できる。第一段階としては葬具の提供(道具)、第二段階としては葬祭サービスの提供(手間)、第三段階としては葬祭場の提供(場所)である。そして、それぞれの段階に前半の第1段

表(1)1960年以降の村落部での葬祭業者の関与の段階差 (第一段階から第三段階へ)

段階差①	段階差②
第一段階 葬具の提供	1. 棺の購入 2. 祭壇の賃借
第二段階 葬祭サービスの提供	1. 訪問サービス、祭壇の飾りつけ 2. 司会、葬儀の進行
第三段階 葬祭場の提供	1. 葬式の斎場利用 2. 通夜の斎場利用、宿泊



地図(1) 旧大朝町内の各地区の位置関係 (平成14年9月作成 大朝町全図より)

階と後半の第2段階とがあったと考えられる。広島県の西北部に位置する旧大朝町（現北広島町）の農村部と町場とその両方の地区を具体的な事例として、この地域における葬祭業者の関与の段階差の内容を追跡してみる。

まず第一段階をみると、葬具の提供（道具）は、前半の第1段階目として棺の購入が、後半の第2段階目として葬具の購入とあわせて祭壇などの葬具類の賃借がみられる。第一段階の第1（棺の購入）については、農村部の鳴滝地区の中講中の例では一九七五年以前は大朝の町場に住む大工に棺の作成を依頼するなど、購入によって調達していた。同じく農村部の後津地区においては、後津下講中は公営火葬場利用を開始した一九七五年くらいから棺を購入するようになった。第一段階の第2（祭壇の賃借）については、祭壇の賃借はたとえば鳴滝中講中では、一九七七年から島根県旧瑞穂町（現邑南町）の岡田仏壇葬儀店からの賃借が始まった。後津地区においては、後津下講中は一九七七年頃から旧大朝町の社会福祉協議会（現北広島町の社会福祉協議会）から祭壇を賃借するようになった。

第二段階についてみると、葬祭サービスの提供は、早い第1段階目としては業者による訪問サービスと祭壇の飾りつけ作業が、次の第2段階目としては葬儀の司会役と進行役というサー

ビスがある。第二段階の第1（訪問サービス）については、たとえば鳴滝中講中においては、一九七七年から岡田仏壇葬儀店で祭壇などの賃借をするようになったのにあわせて、祭壇の組み立て・他の葬具の手配なども岡田仏壇葬儀店に委託するようになった。筏津地区においては、筏津下講中が一九七七年頃から旧大朝町の社会福祉協議会から祭壇を賃借するようになったのにあわせて、社会福祉協議会から祭壇組み立ての指導員が喪主の家へ派遣されるようになった。ただし、その指導は受けるが、祭壇の組み立てそのものは男性の講員が行なうかたちをとっている。第二段階の第2（司会）については、たとえば鳴滝中講中においては、一九七七年から岡田仏壇葬儀店に祭壇の賃借などを依頼するようになったのとあわせて、司会も依頼するようになった。つまり、鳴滝中講中では、表(1)の整理の上からみれば、第一段階の第2から第二段階の第1、第2までが、一九七七年の岡田仏壇葬儀店の利用開始の時点で一気に変化したのであった。たしかにそのような事例も存在している。

第三段階についてみると、葬儀場の提供は、早い第1段階目として葬式の斎場利用が、次の第2段階目として通夜の斎場利用および通夜当日の宿泊がある。たとえば旧大朝町の町場では、西横講中においては二〇一二年の葬儀から、二丁目講中では

2103年頃から、葬式・通夜ともに旧千代田町地域にあるJ Aの葬祭場「虹のホール」を利用している。それ以降は、喪主が広島市に隣接する廿日市市に居住していた事例や、故人が神職であった事例、などの特別な事例を除いた全ての事例でJ A「虹のホール」の利用がなされている。その「虹のホール」での葬儀では、J Aの主導により葬具の準備や司会などが行なわれ、講中はJ Aの指示に従って葬儀の手伝いをしている。

葬儀の場所を考えるにあたっては、主な葬儀を行なう場には、通夜や葬式などを行なう葬儀場と、遺体処理を行なう火葬場(埋葬地)と、お斎に関する<sup>とせ</sup>ことを行なうお斎所と、の3つがあることに注意する必要がある。お斎所とは、①親族や講中などがお斎を行なうところ、②お斎を作るところ、の2つの意味があり、従来はお斎所の具体的な場所は、①喪主の家、②隣近所の講員宅、のどちらかもしくは両方であったが、筏津地区を含め北広島町の多くの地域においては集会所の登場とともにその集会所へと移行した<sup>8</sup>。そこで、表(1)の整理では、第三段階の第1にはこのお斎所は含めないでおくこととする。

そして、表(1)を踏まえて今述べてきた旧大朝町内の各地域における葬祭業者の関与による葬儀の変化の段階差を整理してみると、表(2)のようになる。

表(2) 2016年現在の葬祭業者サービスの利用状況と講中による手配

講中	第一段階 葬具の提供		第二段階 葬祭サービスの提供		第三段階 葬儀の場所の提供	
	1.棺など	2.祭壇など	1.訪問サービスなど	2.司会など	1.斎場など	2.通夜など
西横	○	○	○	○	○	○
二丁目	○	○	○	○	○	○
胡子町	○	○	訪問○/組み立て●	●	●	●
鳴滝中	○	○	○	○	×	×
筏津下	○	○	訪問○/組み立て●	●	×	×
筏津上	○	●	●	●	●	●

(○…業者サービスを利用する、●…講中が手配する、×…業者サービスを利用せず講中も手配しない)

旧大朝町地域では、二〇一六年現時点で、すでに葬祭業者によって第三段階のサービスまでが提供されている<sup>9)</sup>。大朝の町場に位置する西横講中と二丁目講中、など近隣の町場では、北広島町の旧千代田町の中心部にあるJ A「虹のホール」などを利用し、第三段階(葬儀の場所の提供)までのサービスを受容している。鳴滝中講中では、島根県邑南町の岡田仏壇葬儀店を利用し、第二段階の2(司会など)までを受容している。一方の筏津下講中は、第一段階の2(祭壇など)までしか

葬祭業者のサービスを受容しておらず、第二段階(葬祭サービスの提供)のサービスを受容する代わりに講中がみずから祭壇の組み立てや司会の役を行なっている。筏津上講中では、第一段階の1までしか葬祭業者のサービスを受容しておらず、第三段階の2(通夜など)までのサービスは受容せず、それに代えて講中によって、地域のコミュニティセンターの利用を行なっている。また大朝の町場に位置する胡子町講中は、第一段階の2(祭壇など)までしか葬祭業者のサービスを受容しておらず、第三段階の2(通夜など)までのサービスを受容せず、それに代えて講中により胡子町集会所の利用をしている。町場の二丁目講中には集会所がなく、町場の西横講中・農村部の鳴滝中講中には集会所はあったが、いずれも葬儀は自宅で行っていた。それに対して、町場の胡子町講中は一九九八年頃から、農村部の筏津上講中は二〇一二年頃から、従来の喪主の家での葬儀ではなくコミュニティセンターや集会所など地域の地元の施設で葬儀を行なうようになった。

これらのことから以下のこと指摘できる。

(一) 町場にある講中のうち、集会所など地元の施設で葬儀を行なうようになっていた胡子町講中は依然として地域の施設での講中による葬儀を行なっている。一方で、喪主の家で葬儀

を行っていた、西横講中1区は二〇一一年から、二丁目講中は二〇一三年頃から、それぞれ北広島町のJA「虹のホール」の利用へと移行して、JA主導による葬儀を行なっている。

(2) 集会所で葬儀ができる講中の場合にはそれだけの講中の結束力があるとも考えられるが、集会所など地域の地元施設で葬儀を行なうように変化することで、波及しつつある葬業者の葬儀場利用を防いでいると捉えることもできる。柳田國男は「儀式には寧ろ改正の機會が少なく、従って土地々々の昔を保存し易かつたかと思はれる。其中でも凶事には計畫がなく、家の者は通例其指揮に任じ得ないから、勢ひ何人も責任を負うて、古い慣習を改めようとはしなかつたのである」と述べているが、それは昭和の戦前期までの葬儀についてであり、戦後の高度経済成長期（一九五五—一九七三）を経る中で葬儀の大きな変化についての言及ではなかった。一九六〇年代以降の日本社会はかつて経験したことのないような大きな産業構造から社会関係を含む根本的な生活変化が起こったのであり、それにともない葬儀においても大きな変化が起こってきている。大朝の町場の事例からは、西横講中と二丁目講中のように旧来からの喪主の家での葬儀を行なっていた講中では葬祭業者主導の葬儀へと変化しており、逆に胡子町講中のように地域の集会所で

葬儀を行なうようになっていた講中ではむしろ講中主導による葬儀を継続している。つまり、旧大朝町の町場の事例からは、社会環境の変化にこまめに対応している講中の方が伝承維持の力が強いという傾向性を指摘できる。

(3) 筏津地区と鳴滝地区はいずれも農村部に位置しているため、町場よりも変化が遅くいずれの講中も第三段階のサービス（葬儀の場所の提供）を受容していないが、今後は、喪主の家での葬儀を継続している筏津下講中と鳴滝中講中は第三段階のサービス（葬儀の場所の提供）を受容へと一気に移行することも予測される。

ここではこのうち、第一段階（葬具の提供）までのサービス利用に留まっている筏津地区における葬儀事例をとりあげてみる。

## 二、二〇一六年四月の葬儀事例

### (一) 筏津地区の概要

筏津地区には、筏津上・筏津下・追坂の3つの行政区と、筏津上講中・筏津下講中・追坂講中の3つの講中がある。

二〇一五年現在の筏津地区の構成は、表(3)にみるとおりである。

表(3)筏津地区の構成 (2015年現在)

部落	筏津上 (20戸)	筏津下 (16戸)		追坂 (11戸)	
農業団体	農事組合法人いかだづ			生産組合	
神社祭祀	地区全体				
部落講中	筏津上講中 (18戸)		筏津下講中 (18戸)		追坂講中 (11戸)
組講中	上 (7戸)	下 (11戸)	上 (10戸)	下 (8戸)	上 (6戸) 下 (5戸)
葬儀手伝い	筏津上のみ		上のみ	下のみ	上のみ 下のみ
ヤキバ利用	筏津上のみ		筏津下・追坂共用		

行政区分は、筏津上部落が20戸、筏津下部落が16戸、追坂部落が11戸でそれぞれ構成されている。筏津地区では稲作を中心とした農業が行なわれてきており、筏津上部落と筏津下部落が合同で「農事組合法人いかだづ」(二〇〇一年設立)を運営している。筏津地区の中心部には地区全体でまつる神社の大歳神社がある。

北広島町域には各地で講中と呼ばれる組織が存在する。筏津には、地縁的な相互扶助的組織の部落規模の講中とそれよりも小規模の講中と2種類の講中の区分が存在する。部落規模の講中には、筏津上講中(18戸)、筏津下講中(18戸)、追坂講中(11戸)の3つの講中があり、そのそれぞれの講中の中に更に小さく上の講中と下の講中と

の2つに分かれている。筏津上講中の中に更に上の講中と下の講中があるのである。葬儀の手伝いの上では、筏津上講中は筏津上講中全体と一緒に、また筏津下講中と追坂講中とはそれぞれで上と下に分かれて死者と同じ講中の、各戸から男女2名ずつが出ることになっている。筏津上は、現在は筏津上講中全体で葬儀の手伝いをしているが、二〇一一年以前には筏津下講中や追坂講中と同様に上と下の2つに分かれて葬式の手伝いを行っていた。二〇一六年現在は筏津地区内のいずれの講中でも公営火葬場を利用しているが、その公営火葬場以前には、地区に造られていた山中のヤキバで自前の火葬を行っていた。ヤキバは、筏津上で1か所、筏津下と追坂の共有で1か所、その2か所が存在していた。

このように筏津を含む旧大朝町の各地区には行政と講中の2つの区分があるが、ここではいずれかの表記がない場合には、葬儀に関係がある講中の方をさすことにする。

## (二) 真宗門徒の葬儀

これまでの日本各地の村落部での葬儀についての民俗調査報告では、表(4)のようなさまざまな葬送習俗を構成する要素が確認されてきている<sup>(13)</sup>。しかし、広島県西部は俗に「安芸門徒」と



表(4) 葬送習俗の構成要素とその有無 (○…あり、×…なし)

	日本各地の一般的な葬送習俗	筏津地区の葬送習俗	今回の事例の葬送習俗
対応 死亡当日の死者への	末期の水	×	×
	枕直し	○	○
	魔除けの刃物	×	×
	枕の元の枕飯・枕団子	○枕飯	×
	枕元の火・線香	○	○
	猫などの禁忌	×	×
	耳塞ぎ・年重ね	×	×
の 設え 家屋・ 部屋	逆さ屏風	×	×
	畳替え	○	×
	神棚・仏壇をふさぐ	○	○
	玄関の忌中のしるし	○野灯笼	○野灯笼
賄い	米飯	○	○
	酒	○	○
通夜	北枕	○	○
	魔除けの刃物	×	×
	枕元の枕飯・枕団子	○枕飯	×
	枕元の火・線香	○	○
	読経	○	○
	酒でのもてなし	お茶	×
	添い寝・火の番	○	○
灌湯 死装束・入棺	湯灌	×	×
	糸止めをしない	○	○
	浴衣	×	○
	手甲・脚絆	×	○
	三角布	×	×
	頭陀袋	×	○
	六文銭	×	×
	杖の模型	×	○
	団子	×	○
	石で釘打ち(納棺時)	×	×金籠で打つふり
香典	入棺酒	○	×
	帳場	○	○
	米	○	×
	金	○	○
葬儀時の祭壇	香典返し	○	○会葬礼
	棺	○	○
	塔婆・七塔婆	×	×
	四花	○	○
	線香	○	○
	檜	×	×
	飯	○	○
葬式	引導渡し	×	×
	読経	○	○
	焼香	○	○
	内葬礼	○	○
	外葬礼	×	×
	弔辞	○	○
	親族代表挨拶	○	○
	講中代表挨拶	○	○

	出棺時の服装	喪服（和装）	喪服（洋装）
出棺	出棺後の後始末（掃出し、箒・白転がし）	×	×
	出立ちの飯	×	×
	門火	×	×
	茶碗割り	×	×
	左回りなどの所作	×	×
	仮門	×	×
	牛馬啼きなどの禁忌	×	×
	野辺送り	燈籠	○野灯籠
旗		×	×
花籠		×	×
龍頭		×	×
四花		○	×
楯		×	×
僧侶		○	×
笠持ち		○	×
位牌		×	×
ゼンの綱		×	×
棺		○	×
天蓋		×	×
枕飯		×	×
帰り		振り返りの禁忌	×
	行きと別の道を通る	×	×
	履物を脱ぐ・履替える	○喪主の家で焼く	×
	塩などによる清め	○	×
忌明けまで	ハカナオシ、ハイソウマイリ	○	×
	寺送り	×	×
	初七日	○	○
	ナノカガエリ	×	×
	7日毎の行事	○	○7日、14日49日のみ行なった
	四十九餅	×	×
	弔い上げ	50年	50年

という言葉があるように、浄土真宗の盛んな地域である。今回の調査地の筏津地区も全戸が浄土真宗の門徒である。表(4)の「日本各地の一般的な葬送習俗」は、『死・葬送・墓制資料集成』における調査項目および調査報告事例から作成したものであるが、「安芸門徒」の筏津地区の旧来の葬儀ではどうか、今回の葬儀事例ではどうか、それらの有無を対比しておいたのが表(4)である。<sup>(15)</sup>なお、表(4)にある野灯籠は忌中のしるしであるとともに燈籠でもある。

表(4)からは以下のこと指摘できる。

(1) 日本の各地域ではよくある魔除けの刃物・位牌・四十九餅などを始めとする葬送習俗の構成要素が、筏津地区では旧来からの葬儀と今回の葬儀のいずれにもみられない。浄土真宗門徒ばかりの筏津地区には、他宗派の地域にみられる葬送習俗が存在しない。

(2) 枕飯・通夜のお茶出し・畳替え・入棺酒・米の香典・野辺送り・野辺送り後の履

物の処理と塩による清めは、伝統的な葬儀にはあるが、今回の葬儀にはなかった。これらは葬儀の変化の中で無くなっていた構成要素である。7日毎の行事についても、旧来の葬儀では7日毎に行なっていたが、今回の葬儀では喪主の家族と僧侶の両者の都合により7日・14日・49日の行事だけは行なった。

(3) 死装束の手甲・脚絆・頭陀袋・杖の模型は、旧来の葬儀にはなかったが、今回の葬儀ではそれらがみられた。これらは、死装束を葬祭業者から購入するようになったことにより、逆に他地域の習俗の要素が混入したものと考えられる。葬祭業者が持ち込んだ要素ということである。

### (三) 「葬儀執行要領」および聞き取り調査と、今回の実地観察と の比較

筏津地区では高度経済成長期を経る中で、葬儀執行の手引きを文章化してまとめることが行なわれた。筏津下の「葬儀執行要領」<sup>(16)</sup>は、杉本武信氏によって、杉本氏の一回り上の世代があまり葬儀に関心がなかったため葬儀の仕方が分からなくなる可能性があると危惧したことから、それよりもさらにもう一回り上の世代から聞いたことや、自分の葬儀の参加経験を書き留めていたメモから、一九九三年にワープロで清書して作られたも

のである。それ以前には、葬儀準備や進行は明文化されておらず、講員同士が覚えていた葬儀の仕方について相談しあいながら行なっていた。そのため、順番を間違うこともよくあったという。現在では、葬儀の度に講中が葬儀準備や進行の参考にするためこの「葬儀執行要領」を閲覧している。

筏津地区がある北広島町内では、旧千代田町にある丁保余原地区や壬生地区においても、葬儀の進行方法について、「葬儀執行要領」や「司会進行メモ」が作成されて明文化されてきている。<sup>(17)</sup>筏津上では一九八七年に、筏津下の「講中規約」(一九八三年作成)を参考として、「葬儀執行要領」が作成されている。北広島町の旧大朝町域と旧千代田町域では、葬儀執行について一九八〇年代に記録化する動きがあったことがわかる。

実際の筏津下の「葬儀執行要領」は紙幅の関係で全文をここで紹介できないが、「葬儀執行要領」及び聞き取り調査の内容と、次に紹介する二〇一六年四月の今回の具体的な葬儀の内容とを比較すると以下のことが指摘できる。

(1) 聞き取り調査では、亭主役は葬儀執行の責任者であり代表であり、講員へ葬儀準備などすべての指示出しをする、とされている。それに対して「葬儀執行要領」では、葬儀での役割決め、僧侶の対応、集合時間などの講員への伝達、講中を代表

しての挨拶、がその担当とされている。今回の葬儀では、亭主役は「葬儀執行要領」と同様の役割を実行した。しかし、講員の人たちは葬儀準備など、いちいち亭主役から指示を受けるのではなく、「葬儀執行要領」などを見たり、帳場や司会役などの講員同士で葬儀の流れを確認しながら各自の判断で行なっていた。「葬儀執行要領」の記載や聞き取り調査では、参列者が弔辞を読み上げるとされているが、今回の葬儀では参列者の代わりに亭主役が弔辞を読み上げた。

(2) 「葬儀執行要領」には葬儀の準備や進行は講中の役割として記され、聞き取り調査でも喪主の家族は食事も作らず葬儀期間中の一切を講中に任せるとされているが、今回の葬儀では会場準備でも果物籠や花籠の配置の指示出しや座布団の配置、講員が来る前の帳場対応など、喪主の家族が行なった。

(3) 「葬儀執行要領」や聞き取り調査では納棺時の清めの作法などは確認できなかったが、今回の葬儀では喪主の家族は納棺後に手を洗って清めた。

(4) 「葬儀執行要領」には火葬場での喪主の家族の役割については記されておらず、聞き取り調査では火葬時の点火は喪主が行なうものとされているが、今回の葬儀では火葬炉の閉扉は喪主に準じて故人の実の娘が行なった。

このように、「葬儀執行要領」および聞き書きと実地観察の内容との三者には違いがみられる。「葬儀執行要領」および聞き書き調査では、葬儀執行に関して共通認識とされている内容を知ることができ、実地観察では眼前で実践されている具体的な個別事例情報を知ることができる。

#### 四 葬儀の現地調査

二〇一六年四月に広島県西北部に位置する旧大朝町地域（現北広島町）の中山間地農村である筏津下において行なわれた葬儀に関する具体的な事例情報を紹介する。

##### (1) 葬儀の関係者

この葬儀への関係者としては、①親族、②講中、③僧侶、④業者、の四者があり、まずそれについて記す。

##### ①親族

故人の藤田松一氏の出身はこの筏津地区ではなく、大朝の町場の朝枝地区に長く住んでいた。五十歳代に再婚をして妻の居住地である筏津地区へ転居することとなった。再婚相手である妻の息子の杉本武信氏の母屋に隣接する、離れに居住していた。母屋は杉本氏が自身で建てた新しい家屋で、離れは杉本氏が生まれ育った元々の家屋である。杉本氏の父は杉本氏が幼いころ

に戦死したため、母の女手一つで育てられた。杉本氏は広島県庁・旧大朝町役場の職員を経て、旧大朝町・北広島町の町議会議員を長く務めた。また、福山市で明治初めに自由民権運動に尽くした医師の窪田次郎氏について執筆・講演活動をするなど、文化面・学識面に高い教養と関心をもっている方である。故人の藤田氏は長年にわたって大朝郵便局の局長として勤め上げ、一九七五年に再婚をして筏津地区へ移住した。定年により郵便局を退職した後は、筏津地区内にあったJAの購買部に妻（杉本氏の母）とともに居住しながら10年以上にわたり購買店を運営したり、退職金で桜の苗木を購入し筏津の居住者へ配布するなど、筏津地区に対して貢献をしてきた人であった。藤田氏が購入した桜の苗木は筏津地区を流れる川辺に植えられ、藤田氏の考えに賛同した地区居住者が新たに取得して植えた桜の苗木とともに、現在は美しい桜並木となっている。地域への貢献活動の他、山仕事や田仕事も積極的に行ない、一人でコツコツと仕事を行なう勤勉な人柄であった。購買店を閉めた後は、現在の離れへ妻とともに転居し、以後は離れに居住していた。今回の葬儀は、藤田家の跡取り息子さんの方と杉本家の当主であり妻の息子さんである杉本氏との両名が連名で喪主をつとめたので、故人と妻の両方の親族関係者が参列して通常よりも参列者

の多い葬儀となった。

## ② 講中

(一) 筏津地区の概要で記したとおり、筏津地区では死者と同じ講中の各戸から男女2名ずつが葬儀の手間としてでる。今回の葬儀は、筏津下の上の講中である杉本家で行なわれた。表(5)のとおり、筏津下講中の中の上の講中が葬式の手伝いとして参加した。

喪主の家族を除いた講員男性9名、女性8名が葬儀の手伝いとして参加した。講員男性は、亭主役1名、司会1名、帳場長1名、帳場2名、小回り5名、それぞれ務めた。また講員女性性は、賄い頭1名、賄い方7名、でお斎の準備などを担当した。亭主役は、現在では葬儀委員長ともいわれるが、当該葬儀での講中の代表、僧侶への対応など、葬儀の総責任者にあたる役割である。司会は、通夜・葬式など儀礼の場での司会進行を行う役割である。今回の司会は、前回の葬儀に引き続き今回の葬儀でもなれている小田氏が、前回の葬儀に引き続き今回の葬儀でも司会を務めた。帳場長は帳場の責任者であり喪主の葬儀費用を預かって、葬儀での支出管理、帳場で参列者の対応、を行なう役割である。帳場長は、JAのガソリンスタンドに勤務し金銭の収支計算に慣れている前杉氏が務めた。帳場は、帳場長のも

表(5)今回の葬儀における講中の手伝いの割り振り

講中	家	講員男性	葬儀での役割	講員女性	葬儀での役割	門徒寺	付記
筏津下の上講中	渡邊	實	小回り1	千里	賄い方	円立寺	
	竹野	照夫	帳場2	香代子	—	円立寺	
	西本	勝博	亭主役	眞由美	賄い方	円立寺	
	杉本	武信	喪主	淳子	賄い方	円立寺	故藤本氏の門徒寺は教信坊
	隅原	正文	小回り4	—	—	円立寺	
	小田	能弘	司会	浩美	賄い方	円立寺	
	佐伯	謙祐	小回り2	みどり	賄い方	円立寺	
	中川	正男	帳場1	光子	賄い方	円立寺	
	前杉	雅俊	帳場長	順子	賄い方	円立寺	
	三浦	哲夫	小回り5	信子	—	円立寺	
渡	忠二	小回り3	朝子	賄い頭			

とに帳場で香典を受け取るなど参列者の対応を行なう役割である。小回りは、これら以外の葬儀準備や参列者の車の誘導などさまざまな雑務をこなす役割である。

### ③ 僧侶

広島県西部一帯は「安芸門徒」という言葉があるように浄土真宗の盛んな地域である。筏津地区も全戸が浄土真宗の門徒である。門徒寺は各戸によって異なっ

津下講中の上の講中の家々はいずれも大朝の町場にある円立寺の門徒である。故人は大朝の町場である朝枝地区から移住してきたため、円立寺ではなく大朝の町場の中でも本町にある教信坊を門徒寺としていた。通常は通夜には故人の門徒寺が来るが、都合がつかなかったため今回は故人の門徒寺ではなく、筏津地区の最寄りの寺である九門明地区の西教寺の住職がつとめた。葬式当日は、本坊として教信坊、次坊として西教寺、の二ヶ寺がつとめた。教信坊からは本僧1名と伴僧1名、西教寺からは本僧1名、計3名の僧侶が参加した。

### ④ 業者

島根県邑南町から火葬の業務委託を受けている葬祭業者の「日本斎苑」(広島県三次市)と、葬祭業者の「岡田仏壇葬儀店」(島根県邑南町)と、大朝の地元の複合スーパー「わさぐる」内にある、葬祭業者の「仁未来」(元・熊本仏壇)と、飲食品の購入ではスーパー内の「かわすみ」と酒屋の「かけや」、を利用した。「熊本仏壇」と「かけや」は旧大朝町の商店街に店舗を構えていた業者で、「かわすみ」は近隣の町場である新庄地区に店舗を構えていた業者である。また旧大朝商店街にあるガス販売・写真館の「宇川商店」、旧大朝町中心部にある「大朝交通」へも依頼と発注をしている。これらの業者の他に、旧

大朝町以来の社会福祉協議会からの祭壇の賃借もしている。社会福祉協議会は、当時の旧大朝町の行政主導でもともと一九七五年に設立された組織であり、社会福祉の意味から葬儀の大きな変化という時代状況に対応して町内各地区の葬儀に関するサービス提供をも行なってきた。二〇〇五年の北広島町への合併に伴い、現在は北広島町社会福祉協議会として活動している。行政が直接は対応できないような地域の福祉への取り組みを行なうことを目的として、いまま高齢者介護などの幅広いサービスを行なっている。以前から香典返しを行なう代わりに社会福祉協議会へ寄付をするという喪主の動きが、旧大朝町地域において生じていて、その寄付金などによって祭壇を購入して、一九八〇年頃から祭壇の賃借も行なうようになったという。<sup>20)</sup>

(2) 葬儀の内容

ここで、今回の葬儀事例の内容の流れに沿って記述する。

**四月三日【死亡】 死亡(16:30)** 喪主が、親族・講中へ連絡、講中へ翌四日8:00に喪主宅へ集合する旨を依頼する。故人は二〇一五年十二月にガンの手術を受けたあと、大朝ふるさと病院へ入院していた。

**四月四日【葬儀準備・通夜】** 〈講員の招集(8:00)〉 喪主宅へ講員(各戸より男女2名ずつ)が集合。講員同士の話し合いで各員の役割分担を決める。亭主役は講員の中でも基本的には近い家の人が行なうことになっている。今回は、喪主の家のすぐ裏手に住む講員男性が担当となった。役割分担が決まると、各自葬儀の準備をする。役場への手続きは、役場に詳しい講員(小回り1の人)がする。

〈会場・帳場の準備(8:30-12:15)〉 講員男性が社会福祉協議会へ祭壇賃借について電話で連絡し、祭壇を借り受けてくる。1時間後に、社会福祉協議会の祭壇組み立て指導員が喪主の家へ到着し、講員男性によって喪主宅の仏間へ祭壇が組み立てられる。講員男性がマイクやスピーカーなどの音響機器を配置する。仏間に飾られている賞状や絵などを半紙で隠し、焼香台の準備、仏壇に花を供える、などの準備を行なう。

喪主宅(母屋)と故人宅(離れ)の間の軒下に帳場を設置する。軒下をクジラ幕で覆い、長机・椅子を並べ、天井から裸電球を吊るす。帳場前の地面を均してビニールシートを全体に引いて固定する。照明を故人宅の前に設置する。喪主宅の入り口に野灯籠を立てる。

司会が葬儀要領を見て葬儀の流れについて確認し、宇川商店と仁未来への棺・ハガキ・写真の引き取りの時間を講員男性へ伝える。帳場1の人が喪主と話をして通夜前の集合時間を確認し、他の講員男性へ伝達する。

仁未来から届いた棺を講員が中心となって故人宅へ運び入れる。

通夜の準備がおよそできると、通夜前の集合時間を確認していったん解散する。

〈葬具・食品などの手配（10：30―）〉 講員（男2名・女2名）がわさゝる（かわすみ、かけや、仁未来）で、葬具・花飾り・果物籠の手配、食料の購入をする。棺を購入する予定だったが、在庫がなく組み立て作業の最中だったため、後ほど受け取ることになる。他に、宇川商店へ遺影・炊飯器の手配、大朝交通へ葬式当日のバスの手配、岡田仏壇葬儀店へ葬式当日の霊柩車の手配、をする。

〈食事作り（13：20―）〉 集会所に講員女性が集まり、過去の記録を参考にしながらメニューを決め、調理法・明日までの動きなどを確認する。各自、野菜の下ごしらえなどの準備に取り掛かる。ガスコンロの使用については小回り3の人が行い、調理機器に不備があった場合には講員男性から店舗へ連

絡をしてもらう。

〈納棺（15：00―15：20）〉 喪主の家族と親族が故人宅に集まって納棺を行なう。遺体は仏壇の手前に北枕になるように布団に寝かせてあり、顔には白い布がかけられている。頭側にはろうそく・線香・遺影が置かれている。遺体は普段から着用していた浴衣の一つを着ている。親族男性が中心となって6名で遺体を棺へ移す。白装束の着付けの方法を相談しながら、遺体に白装束を着せる（白衣は遺体の上に被せるだけで袖は通さない）。

棺の蓋を閉めて、親族男性・女性（9名）で棺を故人宅から喪主宅へ移動する。果物籠を準備していた業者のかわすみも手伝い、棺を仏間の祭壇の前に安置する。喪主宅の縁側には水を張った盥とタオルが用意されており、納棺を終えた者は手を洗う。水は洗面所へ捨てる。

〈果物籠・花・座布団の設置（15：10―14：30）〉 業者のかわすみ喪主の指示のもと果物籠を仏間に設置する。花も果物籠と同様に設置する。喪主の妻・長男・長女が座布団を仏間へ配置する。

〈夕飯・お供え（17：00―18：00）〉 女性が喪主宅へ喪主の家族の夕飯とお供えを運ぶ。親族女性が夕飯を、喪主がお供え



(御仏飯3つ)を受け取る。祭壇・仏壇へお供えを置く。喪主の家族は喪主宅で夕飯をとる。

〔帳場(17:00)〕 講員男性は講員女性の作った食事で夕飯を済ませて、喪服に着替えて帳場へ集まる。帳場担当の講員男性は帳場に待機し、それ以外の講員男性も用のないときは帳場に待機する。参列者がくると、香典を受け取り伝票に受け取った旨を記載して会葬礼を渡す。

〔放送(18:00)〕 通夜が始まる旨の放送が旧大朝地域に流れる。放送は、①北広島町全域か②旧大朝町地域かを選べ、放送内容の原稿とともに役場へ希望を届け出る。

〔通夜(19:30-20:20)〕 通夜開始10分前に僧侶(西教寺)が車で喪主の家へ到着し、亭主役と司会の案内により喪主宅で準備を行なう。

司会の進行により通夜を開始する。読経と法話が終わると、僧侶へお茶を出して、僧侶は喪主・故人の妻と話をし、亭主役が僧侶へお布施を渡して、見送りをし、明日の葬式に参加できない参列者は焼香を通夜で済ませる。喪主・喪主の妻・喪主の長男が帰宅する参列者を見送る。

〔明日の確認(20:30)〕 喪主と講員が明日の朝食の時間・集合時間について確認する。亭主役と帳場は8時に、それ以外

の講中は9時に集合することとする。確認を終えると各自解散する。

4月5日〔葬式〕〔朝食・お斎の準備(7:00)〕 講中女性集合所でお斎の準備をして、喪主の家へ朝食を届ける。お斎をパックに詰める。

〔帳場(7:00)〕 講員が来る前の参列者には、喪主が帳場に立って対応する。

8時前に帳場役がきて、会葬礼の準備などを行なう。参列者がくると、香典を受け取り伝票に受け取った旨を記載して会葬礼を渡す。

〔お供え(9:20)〕 女性がお供え(御仏飯3つ、しとき団子1つ)を帳場役へ渡す。司会と亭主役が祭壇へしとき団子と仏壇へ御仏飯をお供えする。

〔葬式の準備(10:30)〕 僧侶3名(本坊・伴僧・次坊)が寺宿(亭主役宅)で亭主役・司会と話し合いをする。

〔葬式(11:00)〕 司会の進行により葬式を開始する。オコウゾリで三帛依文、出棺勤行で帰三宝偈、野返りで讚仏偈、御文書、葬場勤行で正信偈、灰葬勤行で重誓偈、をそれぞれ僧侶が読経する。葬場勤行の途中で、司会の進行によって喪主の家族・親族・一般参列者の順に焼香が行なわれる。

亭主役により弔辞・司会により弔電を紹介、親族代表（喪主）の挨拶、講中代表（亭主役）の挨拶の順に行なわれる。親族以外の参列者は帰宅する。参列者の数は通夜よりも葬式の方が多し。

司会の進行はなく、灰葬が行なわれる。講員男性は片付け・火葬場への移動の準備を開始する。灰葬のあと、棺の蓋を開けて親族が生花を棺へ収めて最後の別れをする。親族男性が紙華を棺に納め、喪主が金槌で棺の蓋へ釘を打つふりをする。講員男性と親族男性が棺を運び出し、霊柩車（岡田仏壇葬儀店）に収める。喪主は霊柩車で、他の喪主の家族と親族はバスで、講員（男性2名、女性2名）はお斎を持って軽バンに乗り火葬場へ向かう。

〔火葬場（12：40―）〕 火葬場職員・岡田仏壇・講員男性が、棺を霊柩車から棺の運搬機器へ移動する。火葬場職員が棺を火葬炉の前室へ運び、祭壇に据える。火葬場職員の進行により、焼香・最後の別れを行なう。

〔火葬（13：00―）〕 火葬場職員が棺を火葬炉へ収め、火葬場職員の進行により故人の実の娘がボタン操作で炉の戸を閉める。火葬場職員が収骨時間を案内する。

〔お斎（13：10―）〕 火葬場到着後、講員がお斎を火葬場の休

憩室へ運ぶ。火葬炉前室から戻った喪主の家族の女性がお斎の準備をしてからお斎の食事をとる。

〔骨拾い（14：40―）〕 火葬場職員による声掛けで、収骨室へ喪主の家族と親族が集まる。火葬場職員の指示によって喪主の家族と親族が順番に骨を拾って骨壺へ収める。喉仏は小さな骨壺へ収める。収骨が終わると喪主の家族と親族が骨壺・遺影を持ってバスに乗り、喪主の家へ帰る。

〔喪主の家（15：20―）〕 バスが喪主の家に着くと、喪主の家族と親族が骨壺・遺影を仏壇の前へ運んで安置する。喉仏を収めた小さな骨壺は、後日京都の西本願寺へ収める。喪主が集会所から戻ると、喪主家族の見送りのもと親族が順次帰る。

〔講中のお斎（16：00―）〕 火葬場付添役の講員が戻り葬儀の片付けが終わったら、講中は集会所でお斎を始める。バスで戻った喪主・喪主の長男は集会所で、講中へお礼の挨拶をして、講中から収支報告を受けて香典と書類と現金を受け取ったあと、喪主の家へ帰る。喪主による挨拶の後、講中の話し合いを行ない、集会所の片付けを済ませて解散する。

### 三、旧来の葬儀と今回の葬儀との比較

一九七三年の旧大朝町が旧瑞穂町の紫光苑を利用開始したのに伴って、筏津下では、ヤキバでの火葬から紫光苑での火葬に移行した。筏津上では、二〇一一年まで地区の旧来からの火葬場であるヤキバにおいて講員たち自身の手による火葬を行っていた。ここでは筏津下における旧来の葬儀と比較することが望ましいが、むしろ同じ筏津地区として古い伝承を維持してきていた筏津上の葬儀の方が、この地域での古い葬儀のかたちを残しているため、ここでは具体的な現在の詳しい葬儀情報を得ることができた筏津下の葬儀と比較することで、筏津地区における葬儀の変化を捉えてみることにする。なお、筏津上の葬儀については、主として筏津上の一九四六年生まれの男性からの聞き取り調査によって得られた情報と、筏津上講中で作成されている「葬儀執行要領」の内容をもとに記すことにする。<sup>21)</sup>

#### (一) 葬儀の関係者

葬儀には、筏津下と同様に、①親族、②講中、③僧侶、④業者、が関わる。

①親族は、葬儀の金銭負担をするものの、葬儀準備・進行の大半は手伝いに出た講員に任せる。

②講中については、前述のように筏津上講中の中でさらに上講中と下講中に分かれており、死者が属する方の講中の各戸から男女2人ずつが出る。二〇一一年四月に行なわれたヤキバを利用した最後の葬儀の際に、講中が担った葬儀での手伝いには、表(7)のような役割があった。<sup>22)</sup>

葬儀の手伝いの役割には、亭主役(世話係)、司会(進行係)、会計、棺作り、藁作り、紙華作り、買い出し・役場回り、小回り、帳場、カンカタギ(棺担)、賄い方、藁の提供、がある。講中の役割について今回の事例と比較すると、以下の点が指摘できる。

(1) 旧来の葬儀と今回の葬儀では、世話係と進行係として、亭主役と司会が別の役割となっている。ただし、筏津上の葬式日誌では二〇〇八年から進行係の表記がなされるようになり、確認できた限り一九八六年以降から二〇〇七年までは通夜・葬式ともに世話係2名と表記されていた。一九四〇年の葬儀では通夜には世話役はなく、葬式当日は世話役が1名と表記されていた。つまり、もともとは身内と地元とで行なっていた通夜や葬式が、会社や役所や学校などの勤め関係の人たちが参加する

表(7) 2011年4月の「葬式日誌」にみえる筏津上の葬儀  
(最後のヤキバ利用) での手伝い役の分担

役割	葬儀での手伝い役の内容	人数
世話係	亭主役。葬儀の責任者。骨上げ前の確認、骨上げの付添	1名
進行係	葬儀の司会進行	1名
会計	葬儀費用収支の管理	1名
棺作	棺・オミヤ(棺の屋根)作り	1名
薬作	薬を束にする	2名
華作	紙華作り	-
買物・役場	葬儀の入用品の買い出し、死亡届提出・火葬許可証取得など	9名
小廻(通夜) 賄方買物	食料の買い出し、雑務	13名
帳場	帳場係。香典の数合わせ・返礼品の引渡しなど	4名
棺担	カンカタギ。棺担ぎ、燃料運搬、焼き番(男性)	4名
小廻(葬儀)	雑務	4名
賄方	食事作り(女性)	8名
焼場薬の提供	薬の提供	個人より

ようになるにしたがって対外的な対応の場へと変化し、司会進行の役割が生じた可能性が考えられる。

(2) 旧来の葬儀では紙華作り・棺作りなどの葬具を作る仕事があったが、今回の葬儀ではこれらの仕事がなくなり、葬祭業者から購入するようになった。またそれに伴って、表(4)でみたように死装束の手甲・脚絆・杖の模型などの新しい要素が加わった。

(3) 旧来の葬儀ではカンカタギが講員男性4名で火葬作業や棺の運搬を行っていたが、今回の葬儀では講員男性2名が火葬場へ付添い、骨壺・お斎の運搬などを行なった。旧来の葬儀では、薬作りなど火葬に関する役割があったが、今回の葬儀では公営火葬場へ火葬を委託するためにそれがなくなった。講員の役割である帳場は、旧来の葬儀と今回の葬儀で担当者は変わっていない。「虹のホール」を利用して西横講中・二丁目も講員が帳場を務める。葬儀執行の役割でも、火葬や棺の運搬などのように担当が変わった役割と、帳場のように担当が変わっていない役割とがある。

③ 旧来の葬儀では葬式に呼ぶ僧侶は、ふつうは死者の門徒寺を本坊として、他に1ヶ寺を次坊として葬儀を頼む。葬式に2ヶ寺を呼ぶことは今回の葬儀と同じである。ただし、筏津上・筏

津下ともに旧来の葬儀では本僧・伴僧・曲椽・大傘の4名ずつ計8名だったが、筏津上では二〇〇九年に大傘を廃止し、それ以前に曲椽も廃止していた。筏津下も同様に大傘・曲椽を廃止した。喪主の家にて葬式を行なうようになったことに伴い、大傘・曲椽が不要となったため、講中の側の要望で2つの役割が廃止された。現在は本僧・伴僧のみとなっている。

④旧来の葬儀に関わる業者は、大朝町内の、「仁未来」、「かわすみ」、「かけや」、「宇川商店」である。酒などの飲食物を「かわすみ」や「かけや」などの業者から購入することは今回の葬儀と同じである。旧来の葬儀では、蠟燭や線香などの消耗品を葬業者の「仁未来」から購入するのみで、紙華や棺などは講員が作成したが、今回の葬儀では消耗品とあわせて紙華や棺なども「仁未来」から購入した。旧来の葬儀では祭壇は用いず荘厳台として棺と台の設置をしたが、今回の葬儀では社会福祉協議会から祭壇を賃借した。また、旧来の葬儀では野辺送りによってヤキバまで棺を運んだが、今回の葬儀では岡田仏壇葬儀店の霊柩車で棺を火葬場まで運搬した。

## (二) 葬儀の執行内容の比較

表(8)に二〇一一年以前の筏津上における葬儀の内容を記載

し、筏津下における今回の葬儀と比較しているので参照されたい。

表(8)のからは以下のことが指摘できる。

(一) A 筏津上の旧来の葬儀では講中が荘厳台を設置していたが、B 筏津下の今回の葬儀では新しい要素である祭壇を社協から賃借するようになった。元来、講員が準備していた葬具を、葬業者などから調達するようになった。またそれに伴って、荘厳台が祭壇に変わった。

(二) 火葬をする場所は、A 筏津上の旧来の葬儀ではヤキバだったが、B 筏津下の今回の葬儀では公営火葬場へと変わった。それに伴い、火葬施設までの棺の管理や火葬場(ヤキバ)での祭壇設置・進行などが、講中から火葬場職員の役割へと移行した。葬儀を行なう場所が変わることによって、その場での主導権も場所の管理者へと移行する。葬儀場についても、「虹のホール」を利用している西横講中・二丁目講中では、JA 主導の元その指示に従って講中が葬儀執行を行なうようになってきている。

(三) 葬儀における仏教儀礼は、オコウゾリで三婦依文、出棺動行で帰三宝偈、野返りで讃仏偈、御文書、葬場動行で正信偈、灰葬動行で重誓偈が読経される。灰葬動行はA 筏津上の旧

表(8) 筏津上の旧来の葬儀と筏津下の今回の葬儀との比較  
 (○…AとBの内容が同じ)

	筏津上の旧来の葬儀 (A)	筏津下の今回の葬儀 (B)	相違点
死亡後	死亡後、喪主の家族は講中長へ連絡する	死亡後、喪主の家族は講中長へ連絡する	○
	喪主の家族は仏間に仏壇へ頭を向くように死者を布団に寝かせる	喪主の家族は仏間に仏壇へ頭を向くように死者を布団に寝かせる	○
	以前は、親族が湯灌を行なったが、近年では病院関係者が病院で湯灌を行なう	病院関係者が病院で湯灌を行なう	○
	喪主の用意した浴衣を死者へ着せる	喪主の用意した浴衣を死者へ着せる	○
	喪主から連絡を受けた講中長は、講員に連絡をして喪主の家へ招集する	喪主から連絡を受けた講中長は、講員に連絡をして喪主の家へ招集する	○
	講中長は役場で死亡届・火葬許可証の手続きをする	役場の手続きに慣れている講員男性が死亡届・火葬許可証の手続きをする	Aでは講中長が、Bでは役場の手続きに慣れている講員男性が役場の手続きをする
	講中長は喪主の家の門徒寺へ連絡をして、都合が合えば当日中に喪主の家で読経をしてもらう	講員男性が死者の門徒寺へ連絡をする	Aでは門徒寺の都合が合えば死亡当日に喪主の家へ来てもらうことになっていたが、Bでは都合が合わず門徒寺は葬式のみ参加する
	講員の集合後、講員同士の相談で葬儀の手伝い役の役割分担をする	講員の集合後、講員同士の相談で葬儀の手伝い役の役割分担をする	○
	最初に亭主役を決め、亭主役主導の元講員男性の話し合いにより他の役割を決める	最初に亭主役を決め、亭主役主導の元講員男性の話し合いにより他の役割を決める	○
	講中長が喪主の家族から都合を聞いて、通夜・葬式の日程を決める	講中長が喪主の家族から都合を聞いて、通夜・葬式の日程を決める	○
	亭主役は各員へ指示を出すため、会計係は買い出しなどの出費への支払いを行なうため、喪主の家へ留まる	亭主役・会計係(帳場長)も他の講員とともに葬儀準備を行なう	Aでは亭主役は各講員への指示を出す役割だったが、Bでは亭主役・会計を含む講員が各自の判断で準備を行なう
	女性講員は賄い方として、お斎と葬儀中の喪主の家族の食事を作る 喪主の家族は食事の準備はしない	女性講員は賄い方として、お斎と葬儀中の喪主の家族の食事を作る 喪主の家族は食事の準備はしない	○

死亡後	男性講員の主な準備内容は、 <u>買い出し、棺作り、箸(骨拾い用)作り、紙華作り、野灯笼作り、葬式会場の準備、火葬に付随する作業</u> 、などである	男性講員の主な準備内容は、 <u>買い出し、野灯笼作り、葬式会場の準備</u> 、などである	Aでは棺・箸・紙華や火葬を講員が準備したが、Bではこれらの仕事がなくなった
	講員男性が作成した棺とその手前に設置した台で荘厳台を作る	社会福祉協議会から祭壇を賃借して設置し、手前に棺を置く	Aでは棺と台で荘厳台を作っていたが、Bでは祭壇を賃借し設置する
	紙華は喪主の家紋を切り抜いて講員男性が作成する	仁未来の職員が一律の規格で作成した紙華を購入する	Aでは各家の紋様を切り抜いた紙華を作成していたが、Bでは一律に作成された紙華を購入する
	講員が作成した野灯笼を喪主の家の両脇に1対立てて死者が出たことを知らせる	講員が作成した野灯笼を喪主の家の両脇に1対立てて死者が出たことを知らせる	○
	喪主の家の仏間などのふすまを外し、壁を講中 <u>所有</u> のクジラ幕で覆う	喪主の家の仏間などのふすまを外し、壁を社会福祉協議会から賃借したクジラ幕で覆う	Aでは講中 <u>所有</u> のクジラ幕を使用した。Bでは社会福祉協議会から賃借したクジラ幕を使用する
通夜	帳場を喪主の家の一角に設け、参列者から香典を受け取り会葬礼を渡し記録をする	帳場を喪主の家の一角に設け、参列者から香典を受け取り会葬礼を渡し記録をする	○
	亭主役は入口付近で参列者に挨拶をする。喪主は亭主役の隣に座る	喪主と喪主の家族が入口付近で参列者に挨拶をする	Aでは亭主役が、Bでは喪主と喪主の家族が参列者へ挨拶をする
	通夜の参列者は仏間に、並びきれない人は庭に並ぶ	通夜の参列者は仏間に、並びきれない人は庭に並ぶ	○
	司会の進行により通夜を行なう	司会の進行により通夜を行なう	○
	門徒寺の僧侶が仏壇に向かって読経する。その後に法話をする	門徒寺の僧侶が仏壇に向かって読経する。その後に法話をする	○
	通夜の後、 <u>僧侶と参列者</u> にお茶・ジュースをだし、参列者は <u>1時間程</u> 歓談をして解散する	通夜の後、 <u>僧侶のみ</u> にお茶をだし、参列者は僧侶による <u>話</u> が終わり次第解散する	Aでは僧侶と参列者にお茶などを出してしばらく歓談するが、Bでは参列者へのお茶を出さず早く解散する
	帳場役は帳場の記録と香典の数が合うように確認する	帳場役は帳場の記録と香典の数が合うように確認する	○
葬式	喪主の希望によって、門徒寺を含めた <u>2カ寺</u> を呼ぶ	喪主の希望によって、門徒寺を含めた <u>数カ寺(2カ寺)</u> を呼ぶ	○
	亭主役は喪主とともに、僧侶へ挨拶して死亡診断書と火葬許可証を見せる	亭主役と司会は僧侶へ挨拶する	Aでは行政的な判断を僧侶へ委ねていたが、Bではそれがなくなった

葬式	講員男性が、帳場を喪主の家の一角に設け、参列者から香典を受け取り会葬礼を渡し記録をする	講員男性が、帳場を喪主の家の一角に設け、参列者から香典を受け取り会葬礼を渡し記録をする	○
	死者が戒名を持っていない場合には、前頭部の髪を軽く剃り僧侶が戒名をつけるオコウゾリを行なう	死者が戒名を持っていない場合には、前頭部の髪を軽く剃り僧侶が戒名をつけるオコウゾリを行なう	○
	司会の進行により葬式を行なう	司会の進行により葬式を行なう	○
	葬式は、出棺勤行、葬場勤行、焼香、参列者による弔辞の読み上げ、講員による弔電の読み上げ、喪主による挨拶、亭主役による挨拶、一般参列者の解散、の順に行なう <u>灰葬はヤキバから親族が戻った後に別に行なう</u>	葬式は、出棺勤行、葬場勤行、焼香、亭主役による弔辞の読み上げ、講員による弔電の読み上げ、喪主による挨拶、亭主役の挨拶、一般参列者の解散、 <u>灰葬</u> 、の順に行なう	Aではヤキバから帰った後に灰葬を行なっていたが、Bでは火葬場へ行く前に灰葬を行なうようになった ABともに行なう仏教儀礼には変化はない
	司会進行はせずに灰葬を行なう	司会進行はせずに灰葬を行なう	○
	棺を開けて死者との別れをする 手を合わせて花を棺へ納める	棺を開けて死者との別れをする 手を合わせて花を棺へ納める	○
	講員（カンカタギ4人）が棺を、喪主の家族・親族が葬具を持って、喪主の家からヤキバまで葬列を組んで移動する	棺を霊柩車に乗せ、講員（カンカタギ2人、賄い役2人）は別に、親族はバスで、喪主の家から火葬場まで車で移動する	Aでは講員と親族が葬列を組んで棺と葬具を運んだが、Bでは棺を霊柩車で運び講員と親族は車で異動する
	帳場役は帳場の記録と香典の封筒の数が合うように確認する	帳場役は帳場の記録と香典の封筒の数が合うように確認する	○
火葬まで	講員は喪主の家の会場を片付ける	講員は喪主の家の会場を片付ける	○
	ヤキバへ着くと、カンカタギは棺を石台の上に置いて棺をあけて簡単な祭壇を組み、喪主の家族・親族は手を合わせて最後の別れをする	火葬場へ着くと、火葬場職員は棺を火葬炉の前室へ運んで簡単な祭壇を組み、喪主の家族親族は焼香をして最後の別れを行なう 火葬場職員が棺の蓋を開けて、喪主の家族・親族は手を合わせて最後の別れをする	AとBともに、火葬担当者が火葬前に祭壇を組んで、喪主の家族・親族が最後の別れをする
	カンカタギは燃料を積むなど、火葬簿準備を行なう	火葬場職員は棺を火葬炉の中へ収める	Aではカンカタギが、Bでは火葬場職員が、火葬の準備をする



火葬まで	<p><u>喪主が最初に点火をする</u></p>	<p><u>故人の血縁者の女性</u>によって火葬炉の扉が閉められる</p>	<p>AもBも喪主の家族が火葬を開始する。Aでは喪主が、Bでは故人の血縁者が行なった</p>
	<p>点火後は、喪主の家族・親族はヤキバを離れてお斎をするため<u>喪主の家</u>へ向かう</p>	<p>点火後は、喪主の家族・親族はお斎をするため<u>火葬場の控室</u>にを向かう</p>	<p>点火後、Aでは喪主の家で、Bでは火葬場の控室で、喪主の家族・親族はお斎を行なう</p>
	<p><u>カンカタギ</u>はヤキバに残り火葬の火の管理を行なう</p>	<p><u>火葬場職員</u>は火葬業務を行なう</p>	<p>Aではカンカタギが、Bでは火葬場職員が火葬を行なう</p>
お斎	<p><u>灰葬前に寺宿で僧侶のお斎を行なう</u> 亭主役は僧侶のお斎を行なう前に、葬式のお礼、お斎についての挨拶を述べる 食後に亭主役が僧侶へお布施を渡してお礼を述べる</p>	<p>灰葬後に僧侶はお斎のバックを持ち帰る 亭主役は、僧侶が帰る前に、葬式のお礼、お斎についての挨拶を述べて、お布施を渡してお礼を述べる</p>	<p>Aでは灰葬前に僧侶のお斎を寺宿で行なうが、Bでは灰葬後に僧侶はお斎を持ち帰る</p>
	<p>喪主の家で、講員が喪主の家族・親族へのお斎の準備をして、講員が片付ける</p>	<p>火葬場の控室で、講員は喪主の家族・親族へのお斎のバックを運ぶ 喪主の家族の女性は食前にお斎を配膳して、食後の片付けをする</p>	<p>Aでは講中が主体となってお斎の準備をしたが、Bでは喪主の家族の女性が配膳や片付けをする</p>
	<p>喪主の家族・親族のお斎の始めに、<u>亭主役</u>が香典のお礼・お斎についてなどの挨拶をする</p>	<p>—</p>	<p>Aでは亭主役が挨拶をするが、Bでは亭主役は親族のお斎に立ち会わず関わらない</p>
	<p>講員は集会所で講員のお斎の準備をする <u>お斎の始めに、まず亭主役が、次に喪主・親族が講員にお礼をして、親族が講員へお酒を注いでまわる</u> お斎の片付けを終え亭主役が講員に挨拶して解散する</p>	<p>講員は集会所で講員のお斎の準備をする お斎の始めに亭主役が、<u>お斎の終わりに喪主・親族が、講員にお礼をする</u> お斎の片付けを終え亭主役が講員に挨拶して解散する</p>	<p>Aではお斎の始めに喪主がお礼をしたが、Bではお斎の終わりに喪主がお礼をする Aでは親族がお礼の意味を込めて講員へお酒を注いでまわるが、Bではそれがなくなった</p>
	<p><u>翌朝、亭主役とカンカタギ</u>がヤキバで火葬の確認をして、骨拾いがしやすいように準備する</p>	<p>火葬（1時間程度）後、<u>火葬場職員</u>が、骨拾いがしやすいように準備する</p>	<p>Aでは講員が、Bは火葬場職員が火葬の確認をする Aでは一晩、Bは1時間程度、火葬に時間がかかる</p>
	<p>喪主の家族・親族は、亭主役付き添いの元、骨壺へ箸で骨を拾う</p>	<p>喪主の家族・親族は、火葬場職員立ち合いの元、骨壺へ箸で骨を拾う</p>	<p>Aでは亭主役が骨拾いに付添ったが、Bでは火葬場職員が骨拾いに立ち合う</p>
<p>骨壺は喪主の家の仏間に安置する</p>	<p>骨壺は喪主の家の仏間に安置する</p>	<p>○</p>	
骨の処理	<p>四十九日まで、<u>七日毎</u>に法事をする 四十九日の前に墓へ納骨</p>	<p>七日、十四日、<u>四十九日</u>に法事をする 四十九日の前に墓へ納骨</p>	<p>Aでは七日毎に法事をしたが、Bでは法事の数が省略されている</p>

来の葬儀ではヤキバへ行く前に行かない、B 筏津下の今回の葬儀では火葬場へ行く前に行なうなどタイミングに違いはあるものの、行なわれる仏教儀礼そのものには大きな変化はない。葬儀後から四十九日にかけての法事は、A 筏津上の旧来の葬儀では七日毎に行なっていたが、B 今回の葬儀では喪主の家族と僧侶の意向により七日・十四日・四十九日のみに省略された。儀礼の対象者については、元々通夜・葬式には一般の参列者が参加するようになったが、灰葬はAとBにおいても変わらずに一般の参列者は参加せず身内のみを対象とした儀礼である。

(4) 野灯笼を棺に収めて火葬する点は変わっていない。

(5) 葬儀の最後に行なわれる講中へのお斎は、A 筏津上の旧来の葬儀ではお斎の始めに喪主ならびに親族が講中に対してお礼を述べて講員に酒を注いでまわったが、B 筏津下の今回の葬儀では先に講中のお斎を始めており喪主は火葬場から帰った後にお礼を述べるのみで講員に酒を注いでまわらなくなった。

同様の変化は、公営火葬場を利用している胡子町講中・西横講中・二丁目でもみられる。旧来は親族へのお斎と講中へのお斎とが順番に同じもしくは近い場所で行なわれたものの、公営火葬場の利用開始に伴い親族が火葬場でお斎をして骨拾い後に戻ってくるようになったため、場所・時間ともに幅が大きくなっ

たことが変化の理由と考えられる。

## 論点

### (一) 継続と変化

① 浄土真宗地帯にある筏津地区では、他地域によくある魔除けの刃物・位牌・四十九餅などの葬送習俗がみられないのが特徴である。しかし、そうした中でも旧来の葬儀では畳替え・入棺酒・塩による清めなどの習俗はあった。それが二〇一六年四月に行なわれた今回の葬儀ではそれらの習俗はみられなくなっていた。

② 葬祭業者の利用に伴って起こった変化には二通りがある。一つは、旧来の葬儀では講中が準備していた棺や紙華などを、葬祭業者から賃借・購入するようになったこと。もう一つは、これまでにはなかった祭壇などの新しい装置や、死装束の手甲・脚絆・杖の模型など、いわゆる「葬儀の商品化」にともない逆に真宗門徒以外で見られる葬送習俗の構成要素の混入という現象がみられるということである。

③ 葬儀での手間については、旧来の葬儀では講中の役割であった火葬場(ヤキバ)までの棺の運搬や火葬作業などが

公営火葬場に移行するとともに、火葬場職員と葬祭業者の岡田仏壇葬儀店の役割へと変化した。しかし、講員の役割である帳場と、身内の役割である点火など火葬を始める動作とは、現在の筏津地区でも担当者は変わっておらず、「虹のホール」を利用している西横・二丁目でもそれは変わっていない。葬儀での役割でも、火葬や棺の運搬などのように担当者が変わった役割と、火葬を始める動作や帳場のように担当者が変わらない役割とがある。

④ 旧大朝町の町場にある西横と二丁目は喪主の家での葬儀を継続していたが、それぞれ二〇一一年と二〇一三年頃から「虹のホール」の利用へと移行し、同時にJA主導による葬儀を行なうようになってきている。

⑤ ④のように葬儀の場所が変わると、場所の管理者が葬儀の主導権を握ることになり講中心の葬儀が崩れやすくなるが、筏津上や胡子町では、葬儀場ホールの利用をせずに地区のコミュニティセンターを葬儀の場所として利用するかたちをとって、講中が葬儀場所を確保することで講中心の葬儀が崩れるのを防いでいるものと観察される。これらのことから、高度経済成長期から二〇一〇年代の現在までのように生活変化の大きな時期には、社会環境の変化に

こまめに対応してきている講中の方が、伝承維持の力が強いという可能性を指摘できる。

⑥ 筏津上の葬儀日誌の記録から通夜と葬式での司会の役割が現れてくる過程をみる事ができた。確認できた範囲では、一九四〇年の葬儀では通夜には世話役がなく、次に一九八六年から二〇〇七年までは通夜と葬式ともに世話役が2人おり、二〇〇八年からは世話役1人とは別に進行役1人が表記されるようになった。このように司会の役が新たに現れてきた背景には、集落において対内的に行なわれていた通夜と葬式が対外的な交際と挨拶と披露の場としての意味を持ち始めたことがあるものと推察される。

⑦ これまでの葬儀の民俗研究では葬祭業者の利用に移行したのは地域社会の葬儀執行能力の低下によると捉える傾向性がみられた。しかし、それは葬祭業者の視点からの追跡研究であったように思える。それに対してこのたびの事例研究では、地域社会での現地調査の視点から、講中による葬儀を存続するための取り組みがそれぞれ取捨選択の工夫の中で行なわれている現実が観察された。何よりも現地の実例について具体的なデータを得ながら地域と業者の両者の関係性の中に見据えていくことの重要性が再確認された。

## (二) 聞き取り調査と実地観察

聞き取り調査で得られていた情報に対して、今回の現地調査で注目され指摘できるのは、次の点である。

- ① 聞き取り調査では、葬儀執行に関して共通認識とされている内容を聞くことができる。それに対して実際の見学調査では、具体的な事実関係を観察することができる。そして、話者が些末であると考えているような事柄は語られることはないが、現地での実地観察ではそれが観察できる。たとえば、(イ) 喪主の家族は納棺後に手を洗って清めること、(ロ) 会場準備でも果物籠・花かごの座布団の配置は喪主の家族が手を出すこと、(ハ) 火葬炉の閉扉を故人の実娘が行なったこと、などである。(イ) からは、真宗門徒の葬儀では、一般的に死穢の感覚や清めの儀礼について淡泊であるといわれているが、死穢の感覚や清めの行為は存在しているという可能性もある、がしかし、その一方葬儀業者の関与の結果もちこまれた作法である可能性もある。
- (ロ) からは、この安芸門徒の場合は葬儀はほとんど講中の差配で進められ喪主の家族は一切手出しをしないものといわれているが、現実には接待には喪主の家族も手を出し

ていることが注目される。(ハ) からは、点火などの火葬の始めの動作は喪主が行なうといわれているが、今回は喪主ではなく故人に最も血縁的に近い人である実娘が行なったことが観察された。

- ② 聞き取り調査では、従来のあるべき形の儀礼内容を聞くことができるが、実際の参与観察調査では現在新たに起きている変化の動向を観察することができる。つまり、二〇一〇年代の現在のような葬儀の変化が大きく動いている時代状況の中では、あるべきかたちであったことを語られる聞き取り調査の内容と、現実の実地観察で得られる情報との間には、変化の過程での一定の時間差が認められるということである。

## 注

- (1) 近年の葬儀の変化についての研究は、鈴木岩弓「東北地方の「骨葬」習俗」『講座東北の歴史』(二〇一三) 清文堂出版、関沢まゆみ「行き場を失った枕飯」『現代宗教』(二〇〇四) 東京堂出版、村上興匡「葬儀執行者の変遷と死の意味づけの変化」『葬祭仏教 その歴史と現代的課題』(一九九七) ノンブル社、などがある。
- (2) たとえば、山田慎也『現代日本の死と葬儀 葬祭業の展開と死生観の変容』(二〇〇七) 東京大学出版会、は「第2章」において、調査から古庄区における葬儀変化について論じているが、村落組織や家々や

世帯など社会的な情報が提示されていない点が気になる。「第1節」「第2節」において、火葬普及以前の葬儀、葬儀の変化、「第3節」において、葬祭業者の関与、について扱っている。このうち第1節と第2節では、古座区の住人の聞き取り情報などをもとに論じているものの、個々の記述の情報源が明らかでないこと、喪主が古座区外居住者であったP家の葬儀事例を一般化していること、などに問題があるように思える。また、葬儀の変化には知識人の積極的関与があるとされているが、葬儀の構成要素のそれぞれの変化の過程や時期などが明らかでなく、また知識人の積極的関与の動きも具体的に示されていない。第2節では、古座区が葬祭業者を受け入れるようになった過程が記述されているものの、葬祭業者である「葬儀の弓長」からの視点で論じられており、古座区住人側の視点が具体的に記述されていない点に問題が残っているように思われる。

- (3) 『死・葬送・墓制資料集成』(一九九九—二〇〇〇) 国立歴史民俗博物館
- (4) 国立歴史民俗博物館編『葬儀と墓の現在 民俗の変容』(二〇〇二) 吉川弘文館
- (5) 福澤昭司「葬儀社の進出と葬儀の変容—松本市を事例として—」『葬儀と墓の現在 民俗の変容』(二〇〇二) 吉川弘文館
- (6) 米田実「大型公営斎場の搭乗と地域の変容—滋賀県甲賀郡の事例から—」『葬儀と墓の現在 民俗の変容』(二〇〇二) 吉川弘文館
- (7) 関沢まゆみ「葬送儀礼の変化—その意味するもの—」『葬儀と墓の現在 民俗の変容』(二〇〇二) 吉川弘文館
- (8) 筏津下集会所は一九八二年に、筏津上集会所は一九八三年に、胡子町集会所は二〇〇六年に、それぞれ竣工した。
- (9) 同じ北広島町内の旧千代田町地域には、二〇〇八年、J B 広島北部によって「虹のホール」が設立された。「虹のホール」では、モノ・人

の他に場所の提供として、通夜・葬式の葬祭場としての利用や通夜当日の宿泊も可能となっている。

- (10) 柳田國男「葬制の沿革について」『定本柳田國男集』十五卷(一九六九) 筑摩書房
- (11) 筏津下講中規約では、講中の目的について相互扶助によって住民の福祉を計ることと説明している。
- (12) 一九七三年以降、旧瑞穂町の紫光苑を使用している。葬儀の日程が重なるなどして紫光苑が利用できない時には旧石見町の水晶苑を使用した。二〇〇八年以降、旧千代田町にある葬祭場「虹のホール」を使用する場合には、慈光苑を使用している。
- (13) 日本各地の一般的な葬送習俗については『死・葬送・墓制資料集成』の調査報告を参考に作成した。『死・葬送・墓制資料集成』(一九九九—二〇〇〇) 国立歴史民俗博物館
- (14) 『死・葬送・墓制資料集成』(一九九九—二〇〇〇) 国立歴史民俗博物館
- (15) 「筏津地区の以前の葬儀習俗」の欄は筏津上の一九四四年生まれの男性と一九四八年生まれの女性(堀内夫妻)の体験談より、「今回の事例の葬送習俗」は二〇一六年四月の今回の葬儀より作成。
- (16) 杉本武信氏所蔵
- (17) 新谷尚紀「葬式は誰がするの」(二〇一五) 吉川弘文館
- (18) 橋渡良臣氏所蔵
- (19) 杉本武信「窪田次郎が遺した日本の宿題」(二〇一三) 株式会社サマデアージュ、杉本武信「医師で偉大な啓蒙思想家 窪田次郎」(二〇一五) 福山市、杉本武信「郷土史探報—窪田次郎に魅せられて—」『文化財ふくやま』第51号福山市文化財協会
- (20) 一九八〇年の『広報おおあさ』にはすでに社会福祉協議会が葬具の貸し出しを行なっている記事がある。

(21) 橋渡良臣氏所蔵

(22) 筏津上 講中所蔵

(23) 『葬式は誰がするのか』前掲注(17) 64頁

付記

各講中の葬儀については次の方々のお話を伺った。

筏津上 橋渡良臣氏(一九四六年生)、筏津下 杉本武信氏(一九四五年生)、  
鳴滝 岸田豊作氏(一九四八年生)、胡子町 白砂一義氏(一九三六年生)、  
西横 沼田夫妻(一九四〇年、一九四四年生)、二丁目 堀田高広氏(一九六五  
年生)

ご多忙のところ、みなさまごころよくご協力ご教示をくださりましたこ  
とに、厚くお礼を申し上げます。とくに、筆者の研究にご理解をいただき、  
二〇一六年四月の葬儀への参列と勉強の機会を与えていただきました杉本  
武信氏には心より厚くお礼を申し上げます。ありまとうございました。